

「焼津市自治基本条例を考える市民会議 素案（案）」検討資料 25.03.17

市民会議 素案（案）（3月3日）	市民会議意見（3月3日、後日意見）	作業グループ会議 修正案（3月17日）
<p>・市民がそのまま読んでおむね理解できる文章の書き方・内容を目指す。</p> <p>・わかりやすいようにあえて箇条書き。法律用語(表現)は極力避ける。</p> <p>・補足説明(解説)は最低限で済むように、内容についてこれからもしっかり議論し、つくり込むという意味でも、置き換えがまったく不可能な用語を除き、行政・法律用語は避ける。</p> <p>・箇条書きの方が市民も意見を言いやすい。</p> <p>・副読本を書く感覚で。</p> <p>・ただし、行政が「条例」にする時に、乖離しないようにしたい。</p> <p>前文（後日）</p> <p>・いわゆる「前文」の案はいらないと思うが、例えば第2期PIの集まりで最初に話すようなことを冒頭に書く必要がある。</p> <p>・この素案はどういうもので、そこに私たちのどんな思いを込めているかなど。</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>（焼津市で自治基本条例をつくる目的）</p> <p>私たちは、以下のような目的を果たすために、この条例をつくる必要があると考えました。</p> <p>(1) 焼津市の自治の基本的な考え方と進め方を、焼津市のまちづくりの制度的な基礎として明文化し、みんなで共有すること。</p> <p>(2) 市民一人ひとりがまちのことを自分のことと考え、人と人がつながり、協力し合う安心で活気ある地域社会をつくっていくこと。</p> <p>(3) 市民が議会、市に市政を任せきりにするのではなく、三者が焼津市の共同経営者としてお互いの持ち味を発揮し合うこと。</p> <p>(4) これらのこと〔(2)と(3)〕を実現できる制度や仕組みなどの環境づくりと実践の積み重ね（＝実質的な保障）により、焼津市が将来にわたり幸せに暮らし続けられるまちにしていくこと。</p> <p>・「市民」の捉え方を、【イメージ図】の考え方とするならば、自治や市政、まちづくりへの関わり方(権利性(権能)・責務性)の仕分けのために、「自治[まちづくり]の主体」と「自治[まちづくり]の担い手」などを定義する(関係主体のグルーピング、主語の一括化)という手はあるが、現状、この案の中でそれを区分すべき項目がないので、とりあえず、「市民」一つにまとめた。</p> <p>・「まちづくり」という言葉自体、とらえ方も多様であると考えられるため、その説明が必要ではないか。</p> <p>(例) 地域において、市民(事業者)、議会、市が当事者として、地域社会の課題、市民の暮らしの課題を解決し、まちの魅力と活力を高める持続的な活動</p>	<p>ボックス内は、ファシリテーター、庁内プロジェクトチーム及び事務局意見等</p> <p>・今一度、市民も「共同経営者」の視点で、全体をチェックしたい。</p> <p>○焼津市自治基本条例をつくる目的</p> <p>・「焼津独自」の基本条例とする為に、「危機管理」と「事業者」を前面に押し出す。</p> <p>⇒（事務局）「危機管理」＝「地震・津波から市民の生命を守る」について、項目として前面に出すというより、この条例の目的の1つに加えて記述したらどうか。</p> <p>「事業者」については、別に記述しているので、前面に出すことまでは要しないと思う。</p> <p>・「焼津市は、住民票を焼津市に有する市民を優遇します。」と、条例冒頭に明記する。</p> <p>⇒（事務局）「全ての人（＝広義の市民）が尊重される」ということが1つの基本的な考え方となっているので、住民のみを優遇する規定は考えにくい。（区別は必要な場面はあるかもしれない）</p> <p>○基本理念</p> <p>・「基本理念」は市民の主権、基本的人権の尊重、市民の信託、説明責任、参加、協働でまとめた方がわかりやすい。</p> <p>次に市民憲章の精神を尊重し「目指すまちの姿」を項目に入れたらどうか。（PIを通じて得られ、意見集約でも必要感じた）</p> <p>・「基本理念」と「目指すまちの姿」と区別した方がわかり易い</p> <p>⇒（事務局）区分した方がいいと思う。</p>	<p><u>アンダーラインは3月3日からの修正箇所</u></p> <p>前文（後日）</p> <p>・目的と基本理念の部分の全体像がわかるようなことをまとめて書く</p> <p>・「自治基本条例」としての前文となるように。</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>（焼津市で自治基本条例をつくる目的）</p> <p>私たちは、以下のような目的を果たすために、この条例をつくる必要があると考えました。</p> <p>(1) 焼津市の自治の基本的な考え方と進め方を、焼津市のまちづくりの制度的な基礎として明文化し、みんなで共有すること。</p> <p>(2) 市民一人ひとりがまちのことを自分のことと考え、人と人がつながり、協力し合う安心で活気ある地域社会をつくっていくこと。</p> <p>(3) 市民が議会、行政に市政を任せきりにするのではなく、三者が焼津市の共同経営者としてお互いの持ち味を発揮し合うこと。</p> <p>(4) 大規模な地震・津波等の災害に直面したときに、市民が生命を守るように、地縁による地域コミュニティや目的によるコミュニティ(NPO等)を核とした市民社会を切り拓いていくこと。</p> <p>(5) これらのこと〔(2)から(4)〕を実現できる制度や仕組みなどの環境づくりと実践の積み重ね（＝実質的な保障）により、焼津市が将来にわたり幸せに暮らし続けられるまちにしていくこと。</p>

(基本理念)

- 1 焼津市では次のことを、焼津市の自治の基本的な考え方とします。
- (1) **まちづくり**の主体は市民であり、**まちづくり**に関する意思決定にあたっては、市民同士の対話を十分行い合意することを基本とします。
- (2) 市は、自らが市民にとっての成果を高めるように事業を行うだけでなく、地域の課題を市民が解決していく力が高まるように市民の**まちづくり**の活動を**支援**します。
- 2 市民、議会、市は、以下の理想を目指して連携・協力し、**みんなでまちづくり**を進めていきます。
- (1) 市民が**つながり**、**連携**して地域社会を形成し、全ての人が尊重される、誰にでもやさしい**まちづくり**を行います。
- (2) 自然との共生を図り、資源を有効に活用し、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な地域社会を形成するように**まちづくり**を行います。
- (3) 平和を尊び、他地域との交流・連携を進めるなど、安心して暮らせるように**まちづくり**を行います。
- (4) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができる**まちづくり**を行います。

・1. 5歩案までの「目指すまちの姿」と「基本理念」は、重なっている項目もあり1つにまとめて記述した。両方とも「理想」を述べたもの。

(目指すまちの姿)

- (1) 世代を超えた人と人の「つながり」のあるまち⇒上記(1)
- (2) コミュニティが進化・活性化し、幸福度が高いまち⇒上記(1)
- (3) 焼津の自然や文化を愛し(Love焼津)、平和を尊ぶ、誇れるまち⇒上記(2)(3)
- (4) 歴史や文化の伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち⇒上記(2)
- (5) 安心して暮らし続けることができるまち⇒上記(3)
- (6) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち⇒上記(4)
- (7) 市民等・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち⇒上記(1)
- (8) 焼津市の豊かな資源(海・山・川・港など)や産業を生かした活気のあるまち⇒上記(2)
- (9) 近隣のまちや、県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち⇒上記(3)

(LOVE焼津)

・理念として共有したいが、どのように表現したらいいのか？条例に「Love 焼津」とは書きにくい。

- ・1(2)「市」…行政と議会を含むのでは？「市」は「市(行政)」の方がよいと思う。
- ・1(2)「市」→「市の職員」に

⇒(事務局)この項目は、職員個人での取り組みを言っているのではなく、市役所の組織としての取り組みを言っているので、そのままよいと思う。

・いわゆる行政のことを「市」と表現しているが、「行政」、「市役所」、「市の執行機関」などの方がわかりやすいか？要検討。

- ・平和の発信 基本理念2(3)の「平和を尊び」だけでは全国共通です。焼津ならではのものを訴えたい。
- ・2(3) 平和を尊び～ 焼津らしさを出すのならば、焼津だからこそ平和を尊ぶことはもちろんのこと、平和のために行動していくという意思が少しでも示せるとよいと感じた。
- ・「第三の被爆したまち(船)として、平和を尊び…」としては。

⇒(事務局)具体的な取り組みや制度につながるようなことを記述したい。
例えば、平和学習や平和教育などを位置付けてみてもいいのではないかと。それにより、学校での教育や、公民館等での継続的な学習を制度化するなど、考えられないか？
また、被爆のまちとして、情報発信の責務のようなものを規定したりできないか。

- ・2の中に“焼津の自然や文化を愛し(Love 焼津)等の“焼津を愛する”という意味の言葉を入れたい。
- ・**子どもの育成・子育て支援** 基本理念2(4)だけでは不足しているように思う。**もう少し項目出し**で加えるか、基本理念に言葉を加えてほしい。
- ・子供の育成、子育て支援について、もっと強く危機感を感じられる表現にしたらどうか。
この基本条例制定の根本に子供の減少に依る高齢化社会の到来、ひいては人口減が有るので、子育て条件の改善と生みたくなる環境への配慮、努力目標の様なものを掲げたらいかでしょうか。

(焼津市のまちづくりの進め方)

- 1 焼津市では次のことを、焼津市の自治の基本的な考え方とします。
- (1) **まちづくり**の主体は**市民**であり、**まちづくり**に関する意思決定にあたっては、**市民**同士の対話を十分行い合意することを基本とします。
- (2) **行政**は、自らが**市民**にとっての成果を高めるように事業を行うだけでなく、地域の課題を**市民**が解決していく力が高まるように**市民のまちづくり**の活動を**支援するとともに協働して取り組みます。**

(焼津市が目指すまちの姿)

- 1 **市民**、議会、**行政**は、以下の理想を目指して連携・協力し、みんなで**「焼津を愛せる」まちづくり**を進めていきます。
- (1) **市民**が**つながり**、**連携**して地域社会を形成し、全ての人が尊重される、誰にでもやさしい**まちづくり**を行います。
- (2) 自然との共生を図り、資源を有効に活用し、次世代に引き継いでいくことができる持続可能な地域社会を形成するように**まちづくり**を行います。
- (3) **第三の被爆したまち(船)として**、平和を尊び、**市民が学習し、平和を世界に発信するまちづくり**を行います。
- (4) 他地域との交流・連携を進めるなど、安心して暮らせるように**まちづくり**を行います。
- (5) 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができる**まちづくり**を行います。

第2 市民

(市民の定義)

この条例における市民とは、以下の全ての人や団体等を含みます。

- ①市内に住所を有する人（住民）
- ②市内に居住する人
- ③市内で事業を営む個人・法人・その他の団体
- ④市内で活動する個人・法人・その他の団体
- ⑤市内に通学する人
- ⑥市内に通勤する人

(市民が尊重されること)

- 1 市民は、性別、年齢、社会的地位、経済状況などに関わらず、全ての人々が平等に扱われ、人として自らが正しいと思いつく行動がお互いに尊重されます。
- 2 市民は、まちづくりの主役として参加する権利を持ちます。

・“human rights”のようなものを書いていきたいが、どのように表現するか。
 ・もし、「市民」と「市民等」の権利性・責務性の範囲が違えば、ここ(尊重・守る)で書き分けることができるのではないか。

最広義の市民でいいか？

(市民が守ること)

- 1 市民は、お互いの意見や行動を認め合い、思いやりの心を大切にします。
- 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。
- 3 市民は、まちづくりの主役としての意思と次世代への責任に基づき、住みよいまちの実現に努めます。

・「市民は、まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持ちます」などの規定について
 ⇒言いつばなし・わがままな人がいるということを受け入れて自治を進めていくと考えることも必要だし、責任までは規定できない(しても形骸化)と考え、除外した。
 一方で、市民レベルが高ければ必要ないが、実際には言いつばなし・わがままな人が多いと自治会等の活動で感じているので、必要ではないかという意見もある。
 言い方は別として、何か意識づけする方法がほしい。

○市民の定義

- ・「市民」…全てが同一の意味ではないので書き分けが必要だと思います。「地域コミュニティ」「危機管理」の「市民」は狭義の市民。
- ・市民の定義を広義とした場合、“自主防災会”への通勤・通学者の加盟 etc. 現況システムの変更が必要となる。
- ・市民は… 限定した対象とする市民の定義の①②③④にする
- ・条例全体にわたり、市民＝①～⑥(最広義)と考えられるのかと感じた。
 議会、議員の役割のところ、「市民」とでてくるが、議員は住民から選ばれた「住民の代表」という感覚から離れられないため、議員が在学在勤者にまで責務を果たすのか。
- ・市民と市民等と使い分ける必要はないが、「市民等」という表現の方が、読んだ人は住民以外も含まれると解釈するかもしれない。
- ・市民＝住民としたらどうか。
 市民等＝市内で働く人、就学する者、市内の自治会、NPO、事業者を使い分けたらどうか。

⇒(事務局) 今までの議論では、「住民」等そこに生活する人と通勤・通学者等とは違いがあることは認識しつつ、「市民」としては最も広く対象とすることが共通理解であったと思う。
 具体的に区別する場面が考えられれば分けていけばいい。今回のご意見では、「地域コミュニティ」、「危機管理・自主防災会」、「議会」に関する項目がそのような対象と考えられるが・・・ 要検討。

- ・今後のPIに来る人はどんな人か、学校や企業の人にも声を掛けるのか？

○市民が尊重されること

- ・社会的地位→社会との関わりあい方 …の方が良いのでは？

○市民が守ること

- ・2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。 →下線部を「認め合います」に。
- ・3 「主役として」「努めます」の言いまわしが強いので、「主役」→「主な担い手」、「努めます」→「力を貸します」程度にしたらどうか。

第2 市民

(市民の定義)

この条例における市民とは、以下の全ての人や団体等を含みます。

- (1) 市内に住所を有する人（住民）
- (2) 市内に居住する人
- (3) 市内で事業を営む個人・法人・その他の団体 (事業者)
- (4) 市内で活動する個人・法人・その他の団体
- (5) 市内に通学する人
- (6) 市内に通勤する人

(市民が尊重されること)

- 1 **市民**は、性別、年齢、**職業、社会との関わり**、経済状況などに関わらず、全ての人々が平等に扱われ、人として自らが正しいと思いつく行動がお互いに尊重されます。
- 2 **住民**は、**まちづくりの当事者として参加する権利を持ちます。**
- 3 **市民**は、**まちづくりの担い手**として参加する**機会**を持ちます。

(市民が守ること)

- 1 **市民**は、**お互いに認め合い**、思いやりの心を大切にします。
- 2 **市民**は、**まちづくり**において、自分と違う意見を持つ他者の価値観の多様性を認め、論議します。
- 3 **住民**は、**次世代への責任に基づき、まちづくりの当事者として、自らの生活や地域社会のあり方を考え行動します。**
- 4 **市民**は、**まちづくりの担い手**としての**意識を持ち**、住みよいまちの実現に努めます。

(事業者)

- 1 事業者は、まちづくりの主体の一員として社会的責任を自覚し、地域の環境に配慮するとともに、地域社会との調和を図り、その発展に努めます。
- 2 市民及び市は、事業者が地域社会の活力となり、その力を最大限発揮できるよう支援します。

・長らく疲弊している地域経済の中で、儲かっている会社も含めて地域貢献を先に求めるのは酷。儲けてまちを活性化し、納税をすることが一義的な役割と整理した方がよいか？

・1の趣旨は、事業者が地域に貢献しろとかということではなく、事業のプロセス(調達・生産・販売等)の中で、社会的責任を果たすように、法令遵守、自然環境や資源の保全、労働者の環境や人権等に誠実・適正に取り組むことを期待したもの。利益を還元するとか、メセナのようなもの指しているわけではない。

・2は、市民及び市が市内の産業・事業者に寄与するために、職業教育・訓練などを通じて、事業者に市内からきちんと労働力を提供するとか、市内事業者の製品等を市民が積極的に購入する等を想定している。

・1と2を入れ替えた方がよいか。

○事業者

- ・1, 2の文章だけ見れば、事業者が果たすべき義務のボリュームが大きすぎる様な気がする。産業立地で発展してきた焼津だけに産業空洞化した時に困難を避けるために、市、市民がもっとバックアップするという内容がほしい。

⇒(事務局)左記のとおり。

- ・「3 市民は起業者・オーナーとして一般に公募して、市の活性化に努めます。」

(事業者)

- 1 事業者は、市民、議会、行政とともに、お互いに支え合い、焼津市のまちづくりを盛り上げます。
- 2 事業者は、事業活動の思いや状況などについて広く情報発信し、地域の産業や事業活動について、市民に知ってもらうように努めます。
- 3 事業者は、焼津市の一員としての誇りを持ち、その事業活動の全ての過程(調達・生産・。活動等)で、法令遵守のみならず、自然環境や資源の保全、労働環境や人権の配慮等に誠実・適正に取り組みます。
- 4 市民、議会、行政は、地域社会において経済活動がその1つの基盤であることを理解し、事業者の活動の理解に努め、積極的に地域の事業活動を支援します。

第3 議会

(議会の役割)

- 1 議会は、全ての市民のために、市全体の未来を見据えて議会の意思決定をします。
- 2 議会は、条例や予算等の審議と議決を行うとともに、市の仕事などについて継続的に監視・評価します。
- 3 議会は、市民の議会への関心と市政への参加意欲を高めるために、市民へわかりやすく情報提供します。
- 4 議会は、市民の意見を的確に把握するために、幅広く市民の意見を聴く機会を設けます。
- 5 議会は、多様な市民の思いを実現するために、市民の意見に基づいて、政策提案します。
- 6 議会は、市民が議会の内容を確認(傍聴など)しやすい環境をつくるとともに、会議の記録などを市民にわかりやすく公開し、開かれた議会の運営に努めます。
- 7 議会は、常に議会改革に努めます。

- ・ここでの「市民」を住民に限定するか？
- ・現状では、議会基本条例については考慮しない。

(議員の役割)

- 1 議員は、市民、市とともにまちづくりを推進するという認識に立ち、議会活動と自らの活動を行います。
- 2 議員は、常に市民全体の利益を考えて行動します。
- 3 議員は、高い倫理観に基づき、市民との信頼関係のもとに行動します。
- 4 議員は、市民の意見を議会活動と自らの活動に反映させるため、市民との意見交換の機会を設けるなど広く市民の声を聞くように努めます。
- 5 議員は、議会活動と自らの活動のほか、市政に関する情報などを市民にわかりやすく説明します。
- 6 議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、それを自らが政策提案するように努めます。

- ・「議員は、全ての市民の代表者として自らの責務を認識し、公正かつ誠実に市民に信頼されるよう活動します。」などの規定について
⇒議員に配慮しすぎる必要はないが、現在・過去・未来の議員に敬意を払う必要があり、素案に盛り込むにしても、表現を工夫する必要がある。
仕組みとして必要なものは、議会の項目に盛り込むようにし、ここでは議員が何をすべきかという考えで整理した。

・この中でてくる「市民」は基本的に住民限定であるべき。中には広い意味の市民でもいいものもあると思うが…

⇒市民定義の項目参照

○議会の役割

○議員の役割

・市政に関する情報 説明会について 議員には定期的に説明会開催を義務づけさせ、報告書の提出を求める。

⇒(事務局)このようなものは「議員」というより「議会」の「しくみ」として位置付けるべきで、議員には「あるべき姿」のような意味合いでいいのではないか。

・「議員の責務」にしたらどうか。

第3 議会

(議会の役割)

- 1 議会は、全ての市民のために、市全体の未来を見据えて議会の意思決定をします。
- 2 議会は、条例や予算等の審議と議決を行うとともに、行政の仕事などについて継続的に監視・評価します。
- 3 議会は、市民の議会への関心と市政への参加意欲を高めるために、市民へわかりやすく情報提供します。
- 4 議会は、市民の意見を的確に把握するために、報告会を開催するなど、幅広く市民の意見を聴く機会を設けます。
- 5 議会は、多様な市民の思いを実現するために、市民の意見に基づいて、政策提案します。
- 6 議会は、市民が議会の内容を確認(傍聴など)しやすい環境をつくるとともに、会議の記録などを市民にわかりやすく公開し、開かれた議会の運営に努めます。
- 7 議会は、常に議会改革に努めます。

(議員の役割)

- 1 議員は、市民、行政とともにまちづくりを推進するという認識に立ち、議会活動と自らの活動を行います。
- 2 議員は、常に市民全体の生活や活動がしやくなるように考えて行動します。
- 3 議員は、高い倫理観に基づき、市民との信頼関係のもとに行動します。
- 4 議員は、市民の意見を議会活動と自らの活動に反映させるため、市民との意見交換の機会を設けるなど広く市民の声を聞くように努めます。
- 5 議員は、議会活動と自らの活動のほか、市政に関する情報などを市民にわかりやすく説明します。
- 6 議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、それを自らが政策提案するように努めます。

第4 行政

(市長)

- 1 市長は、市の代表者として市民の信託に応え、政治倫理を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。
- 2 市長は、市政に関する基本方針を明らかにし、総合的見地から市政運営を行います。
- 3 市長は、職員が市民のために、その能力を最大限に発揮して職務に取り組むことができるよう努めます。

(市の組織)

- 1 市は、社会の要請に、迅速かつ効率的に対応できるように、その組織をつくります。
- 2 市は、多様な課題に対応するため、組織の横断的な連携の強化に努めます。
- 3 市は、職員がその能力を最大限発揮でき、かつ、より少ない人数で最大の効果をあげられるように職員を適切に登用、配置します。

・焼津市は過去、昭和の大合併後の財政運営において、財政再建団体(現在では夕張市のみ)になった経緯を持つが、その再建を目指す時期が、幸い日本の高度成長期であったこともあり、再建を果たすことができた。この教訓もあり、かつては全国でも有数の少数の組織であった。

・これらは、今でも、財政運営、定数管理等において、引き継いでおり、少数でも成果を出す組織づくりを市役所の基本的な考え方(組織文化といってもいい)として持っているところがある。

・「少ない人数」で行うことが、必ずしも市民にとって良いことではないとの考え方もあるが、最終的には、同じ成果を上げるにはより少ない経費(職員数)で行うことを目指す趣旨として規定した。

・市民の立場では、「無駄なコストを発生させない」ようなものを求められているが、組織のあり方で、その結果説明を行うことは難しいと考えるため、規定しなかった。

○市長

- ・施政方針をわかりやすく市民に発信するという意味合いのものを2に置いてほしい。
- ・「市長」→「市長の責務」にしたらどうか。

○市の組織

第4 行政

(市長)

- 1 市長は、**行政**の代表者として**住民**の信託に応え、政治倫理を守り、公正で誠実に職務に取り組みます。
- 2 市長は、市政に関する基本方針を**広く市民**に明らかにし、総合的見地から市政運営を行います。
- 3 **市長は、市民との対話を重視し、市政運営を行うことを基本とします。**
- 4 市長は、職員が**市民**のために、その能力を最大限に発揮して職務に取り組むことができるよう努めます。

(行政の組織)

- 1 **行政**は、社会の要請に、迅速かつ効率的に対応できるように、その組織をつくります。
- 2 **行政**は、多様な課題に対応するため、組織の横断的な連携の強化に努めます。
- 3 **行政**は、職員がその能力を最大限発揮でき、かつ、より少ない人数で最大の効果をあげられるように職員を適切に登用、配置します。

(市の職員)

- 1 職員は、(市政運営の執行者?)としての責務を果たすとともに、自らも市民であることを自覚し職務を遂行します。
- 2 職員は、市民との対話を大切にし、市民の求めに対して、市民にわかりやすく説明します。
- 3 職員は、地域の課題に的確に対応するため、政策立案や業務の実行能力の向上に努めます。
- 4 市は、職員の能力の向上のため、職員に研修や実践の機会を与えます。

・1では、行政のプロとしてしっかりと責任を果たすこと、及びそのときに大切な視点として、市民の立場をしっかりと考えることを求めている。
「行政のプロ」をどう表現するか？
・2では、市民ときちん対話し、説明できる能力を求めている。
・3では、地域の課題解決に取り組み、市民にとっての成果を高めるように仕事を行っていくための政策立案、実行能力を求めている。
・4では、1～3を実現するために、市が、職員能力向上のための研修と実践の場を適切に用意することを規定した。

○市の職員

- ・1 「執行者」 ほか表現の仕方? 当事者?
- ・「市の職員」→「職員の責務」にしたかどうか。

(行政の職員)

- 1 職員は、行政サービスの執行についての市民からの受託者として責務を果たすとともに、自らも市民であることを自覚し職務を遂行します。
- 2 職員は、市民との対話を大切にし、市民の求めに対して、市民にわかりやすく説明します。
- 3 職員は、地域の課題に的確に対応するため、政策立案や業務の実行能力の向上に努めます。
- 4 行政は、職員の能力の向上のため、職員に研修や実践の機会を与えます。

第5 市政運営

(情報)

- 1 市は、民主的で開かれた市政を推進するため、市政に関する情報は市民のものとして、これを適正に管理します。また、その情報は、市民に公開することを原則とします。
- 2 市は、市民が必要とする情報を、様々な発信手段を活用し、適切かつ迅速に提供します。
- 3 市は、個人に関する情報を適正に管理、保護し、関係者に不利益が生じないよう取り扱います。

現行の「情報公開条例」を確認しておく。

「焼津市情報公開条例」

(目的)

第1条 この条例は、市民の市政について知る権利を尊重して、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに市の保有する公文書の公開等に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の信頼の確保と市民参加の充実を図り、もって民主的で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

→これをできれば分かりやすく、さらにできれば未来的に書きたい

(公開請求権)

第5条 次に掲げるものは、～(略)～公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの
ア 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
ウ 市内に存する学校に在学する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるもの

⇒市民会議で検討している最広義の市民を請求権者としているので、ここでも「市民」を主体、対象として設定した。

(総合計画)

- 1 市長は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最も上位の計画として総合計画をつくります。
- 2 総合計画の策定は、市民の参加のもとに行います。
- 3 総合計画をつくる時は、議会の議決を必要とします。
- 4 市長は、社会情勢の変化などに応じて、適切な時期に計画を見直します。
- 5 市は、法律に定められているものや緊急性がある場合を除いて、総合計画に基づいて事務・事業を進めます。
- 6 市民は、総合計画に定められた、市民の役割に沿って、まちづくりに取り組みます。

・市政運営は市役所だけのものではない。市民に関する(市民が主語となる)ものも考えられるのではないか

⇒(事務局)市民の情報提供努力規定のようなものか?

○情報

・情報についての記載が市政運営のみとなっているが、市民からの情報を含めて情報についての項目を取り入れたい

○総合計画

・「総合計画」を条例に記載することを再考。
理由：行政運営を効率的・効果的にするためにどれほど有効なツールとなっているか。

⇒(事務局)総合計画は、行政が行う資源(予算)配分の基礎である。年次目標の人口と財政規模を予測し、あるべき地域社会の姿を想定して目標をたて、その実現に必要な事業を見積もり、優先度の高い事業から順に資源を割り当てるためのものである。
かつ、それらを市民と協働で策定した(していく)ものであるため、行政の最上位計画として条例等の根拠づけをしたい。
現実には、市民にその有効性が感じられないのは、行政の運用のしかたの問題であり、この条例に位置付け、運用も理想形に近づくように努力していくことがいいのではないかと考える。

第5 市政運営

(情報)

- 1 **行政**は、民主的で開かれた**行政運営を行う**ため、**行政運営**に関する情報は**市民**のものとして、これを適正に管理します。また、その情報は、**市民**に公開することを原則とします。
- 2 **行政**は、**行政が決定した結果を情報公開だけでなく、その過程も公開するようにします。**
- 3 **行政**は、**市民**が必要とする情報を、様々な発信手段を活用し、適切かつ迅速に提供します。
- 4 **行政**は、個人に関する情報を適正に管理、保護し、関係者に不利益が生じないよう取り扱います。
- 5 **市民**は、**行政の説明会などに参加するほか、広報誌や広報物のほかインターネットなどさまざまな方法を通じて情報を共有し、積極的に自分の意見を伝えます。**
- 6 **市民**は、**まちづくりに関する情報を積極的に発信し、お互いに共有するよう努めます。**
- 7 **市民、議会及び行政は、それぞれの保有する情報を共有財産として活用するため、情報の共有に努めます。**

(総合計画)

- 1 **行政**は、**焼津市のあるべき姿を示し、その実現に向けて、必要な事業を設定して資源を割り当て、総合的、計画的な市政運営を行うため、行政の最も上位の計画として総合計画をつくります。**
- 2 総合計画の策定は、**市民**の参加のもとに行い、**市民と行政の役割分担について合意し、明記します。**
- 3 **行政**は、法律に定められているものや緊急性がある場合を除いて、総合計画に基づいて事務・事業を進めます。
- 4 **市民**は、総合計画に定められた、**市民**の役割に沿って、**まちづくり**に取り組みます。
- 5 総合計画をつくる時は、議会の議決を必要とします。
- 6 **行政**は、社会情勢の変化などに応じて、適切な時期に計画を見直します。

(行政評価)

- 1 市は、効率的で効果的にまちづくりの課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、市の事務、事業について評価を行います。
- 2 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表し、これに対する市民の意見を踏まえ、市の事務、事業を進めます。
- 3 市は、総合計画の策定及び進行管理、予算の編成並びに市の組織の編成等に評価を反映、活用します。

(財政運営)

- 1 市長は、市の財政状況を総合的に把握し、健全な財政運営を行います。
- 2 市長は、市の財政情報を作成し、市民にわかりやすく公表します。
- 3 市長は、財政についての目標値を定めて、健全性を保つための計画をつくりま
- 4 市長は、総合計画や行政評価を踏まえて予算をつくりま

(公共施設)

- 1 市は、市民が安心して使えるよう公共施設の維持管理を行います。
- 2 市は、公共施設の有効活用が図れるよう努めます。
- 3 公共施設は、必要最低限を確保するものとし、その数や質が過大とならないようにします。

・公共施設の基本として、高齢者や障害者が活躍できる環境を整える(バリアフリー)ことを求める意見もあるが、それは、基本理念の中で実現するようにしたい。
 ・3に規定した部分は、これからの社会の現実をとらえると、そうならざるを得ないため、あらかじめ市民、議会、市が共有する必要があると考えて規定したが、そこまでは不要との意見もある。
 ・この項目が必要か再検討の余地があるとの意見もある。

○行政評価

・外部評価のシステムはやっぱり必要だと思う。(市民の意見をきくだけでは足りないのでは)

⇒(事務局)「外部評価」のイメージを共有したうえで検討したい。
 評価は、本来、「外部に格付けされる」ようなものでなく、「自ら、より高い成果を実現するための指標を設定して、評価し、その結果を把握、分析し、活用すること」が重要だと考える。自分たちに必要な改善体制を整えることが、評価の本質であると思う。
 その意味でも、いわゆる「事業仕分け」のようなものをイメージしているのであれば、現在の焼津市の行政評価の考えやしきみとは違う。
 また、膨大な量(施策で32、事務事業で1200)を外部評価で行うには、1サイクルで10年位に分割する必要もあるだろうし、評価者の質や量をどのように確保するかも現実的な課題である。
 外部評価を位置付けるためには、様々な課題をクリアする必要があり、評価システムの抜本的な見直しも視野に入れざるを得ないとすれば、現実的ではないと考える。
 もう少し現状の取組みを続けた後、必要なら、条例の見直しで、外部評価を位置付けることしたい。

○財政運営

・1と3の健全性を保つ言葉が重複しています。

⇒(事務局)3の「健全性を保つ」を「最適な財政運営を行うための」等に変更したらどうか。

・市長はから始まっているのはどういう意味ですか？職員も同じなのではないでしょうか？

○公共施設

・3「必要最低限」が独り歩きする事で、住民サービスの著しい低下を招くと本末転倒では？→この表現を削除しては？
 ・「公共施設は、必要最低限を確保～」 「必要最低限」を「適正な量」きゅうくつでなくて良いと思う。
 ・「必要最低限」を確保 夢が無くなる言葉です。「適切な数量」程度にして下さい。
 ・項目だしする必要があるかどうか？

⇒(事務局)事務局としては、残念ながら公共施設の「数量」には、ここ数十年夢はないと思っているが、「適切な数量」へ変更したらどうか

(行政評価)

- 1 行政は、効率的で効果的にまちづくりの課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、行政評価による、計画・実行・評価のマネジメント・サイクルに基づき行政経営を行います。
- 2 行政評価は、焼津市の全ての施策(施策評価)と事務・事業(事務事業評価)について行います。
- 3 行政評価は、市民にとっての、わかりやすい成果指標を定め、その達成度などについて評価するものとし、その評価表を作成します。
- 4 行政は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表し、これに対する市民の意見を踏まえ、市の事務・事業を進めます。
- 5 行政は、総合計画の策定及び進行管理、予算の編成並びに市の組織の編成等に行政評価を反映、活用します。

(左記理由により外部評価は入れない)

(財政運営)

- 1 行政は、住民及び事業者等からの税金などの財源を無駄にしないように活用することを徹底します。
- 2 行政は、焼津市の財政状況を総合的に把握するとともに、財政についての目標値を定めて計画をつくり、健全な財政運営を行います。
- 3 行政は、焼津市の財政運営の状況をとりまとめ、その情報を市民にわかりやすく公表します。
- 4 行政は、総合計画や行政評価を踏まえて、事業に優先順位をつけて、財源を適切に配分するような方法で予算をつくりま

5 議会、議員は、焼津市全体という大きな視点から予算を審査し、住民及び事業者等からの税金が適切に使われているかを確認し、決定します。

6 住民及び事業者等は、自分達が納めた税金の使われ方に関心を持ち、行政から提供される情報等(第3項)を読み、必要に応じて意見を伝えます。

(公共施設)

- 1 行政は、市民の学習ほか様々な公共的な活動に供するために公共施設を用意し、かつ、市民が安心して使えるよう施設の維持管理を行います。
- 2 市民は、公共施設を有効に活用し、まちづくりに活かします。
- 3 公共施設は、まちづくりに必要な適切なものを配置するものとし、その数や質が過大とならないようにします。

(他の自治体等との連携)

1 市は、広域的な課題の解決を図るため、または、お互いのまちの自治力を高めるため、他の自治体と連携及び協力をします。そのために交流をすすめます。

- ・上記の内容であれば「しくみ」ではなく「市政運営」の項目で規定すべきだと考える。
- ・単に効率のみを追求した連携、コスト比較だけの連携でなく、質の確保を前提に考えている。そのうえで、広域で取り組まなければ解決しない課題、広域で取り組んだ方が成果が高まる課題、広域で取り組むことでそれぞれの地域の自治力が高まるものなどについて、広域連携していくことを規定している。

第7 自治のしくみ

(地域コミュニティ)

1 市民は、住民自治により、より良い暮らしや地域をつくるため、地域コミュニティを組織することができる。

2 市民は、一人一人の自由意思に基づきつつ、主体的に地域コミュニティに関わり、まちづくりを行います。

3 地域コミュニティは、市民一人一人の多様な価値観を認め合い、お互いを尊重します。

4 地域コミュニティは、市民の意見を調整し合意を形成し、それを実践します。

5 市は、地域コミュニティの自律を尊重し、かつその力が最大限発揮されるように支援します。

- ・「地域コミュニティ」の定義のようなものが必要ではないか？
- ・具体的な取り組みになるような(旧大井川町のように)、しくみ(組織)等を記述できるのがベターだと思うが・・・。
- ・既存の自治会との関係がわかりにくい。(自治会を想定している？別物？)

(情報共有)

- ・行政・議会それぞれにも情報発信は規定している。
- ・ここでは、市民による情報発信や共有を想定していたが、実効性やその重要度、市民の負担感等を考慮したときに、条例に規定するまでの必要はないのではないか。
- ・「理想」「理念」のような内容であり、「しくみ」として必要か。
- ・もし規定するなら、
 - 1 市民等は、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、お互いに共有するよう努めます。
 - 2 市民等、議会及び行政は、それぞれの保有する情報を共有財産として活用するため、情報の共有に努めます。
- などが考えられるが・・・。

限定した市民を対象として考えてもいい？
(通勤・通学者は参加はするが、構成員とまでなるか?)⇒
どのような組織か明確にしないと、それもイメージしにくい。

○他の自治体との連携

・「危機管理」は、地震・津波だけでない。もっと広範囲の事象が対象になる(例えば感染対策等)。用語と内容について検討余地あり。

章の名称が「自治のしくみ」となっているか。章の名称の見直し、若しくは内容の追記等が必要では。

○地域コミュニティ

- ・用語の定義が必要 枠組みが必要
- ・既存の自治会との関係をどうする？
- ・自治会組織の見直し、しくみの見直し
- ・「お互いに助け合う」という内容がほしい
- ・地域コミュニティの実像が言葉から思い浮かばなく、しっくりきていないように思う。少し具体性が必要でしょうか。
- また、1の「住民自治により」という表現で、市民＝住民？それとも市民の定義にある市民？なのか、わかりにくい。
- 広義の市民であるならば、「**自らの力で、より良い暮らしや～**」というような表現のほうが合うように感じた。

⇒(事務局)地域コミュニティ(市全体でもいい)で、物事を決めて実践するということにつながる具体的なしくみ等の位置付けができないか。コミュニティの範囲(例えば学校区)等を規定するだけでも、次につながるのでは。(既存自治会や議会等との調整は必要だが)

- ・「自治の仕組み(←漢字にしたらどうか)」→「地域コミュニティ」に表題を変更した方が分かり易いのではないか。
- 目次の順番としては、3番目くらいでどうか→地域コミュニティとの連携により、市民自治によるまちづくりの担い手となり積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めなければならない。←文章化したらどうか。

(他の自治体等との連携)

1 行政は、広域的な課題の解決を図るため、または、お互いのまちの自治力を高めるため、他の自治体と連携及び協力をします。そのために交流をすすめます。

第6 自治のしくみ

(焼津市の自治の基本的考え方)

1 焼津市の自治は、市民、自治会等の地縁で結び付くコミュニティ、NPO等の目的で結び付くコミュニティ、事業者などと議会、行政が、それぞれの役割分担をしながら、公共的な領域を担い、より良い暮らしや地域をつくることを基本とします。

(地縁によるコミュニティ)

1 住民は、(前項を实践するため)地縁によるコミュニティ(地域コミュニティ)を組織することができる。

2 住民は、一人一人の自由意思に基づきつつ、主体的に地域コミュニティに関わり、まちづくりを行います。

3 地域コミュニティは、地域の課題解決に向けて自発的に活動します。

4 地域コミュニティは、中学校区又は小学校区の範囲で組織することを基本とします。

5 地域コミュニティは、住民一人一人の多様な価値観を認め合い、お互いを尊重します。

6 地域コミュニティは、住民の意見を調整し合意を形成し、それを実践します。

7 地域コミュニティは、NPO、事業者、学校等の様々な団体や行政と連携して活動します。

8 行政は、地域コミュニティの自律を尊重し、かつ、その力が最大限発揮されるように支援します。

(目的によるコミュニティ)

1 地域社会の様々な課題を解決し、または政策提言を行うことを目的に組織されたNPO法人等(NPO)は、地域社会を構成する一員として、地域コミュニティや事業者、行政等と連携して活動します。

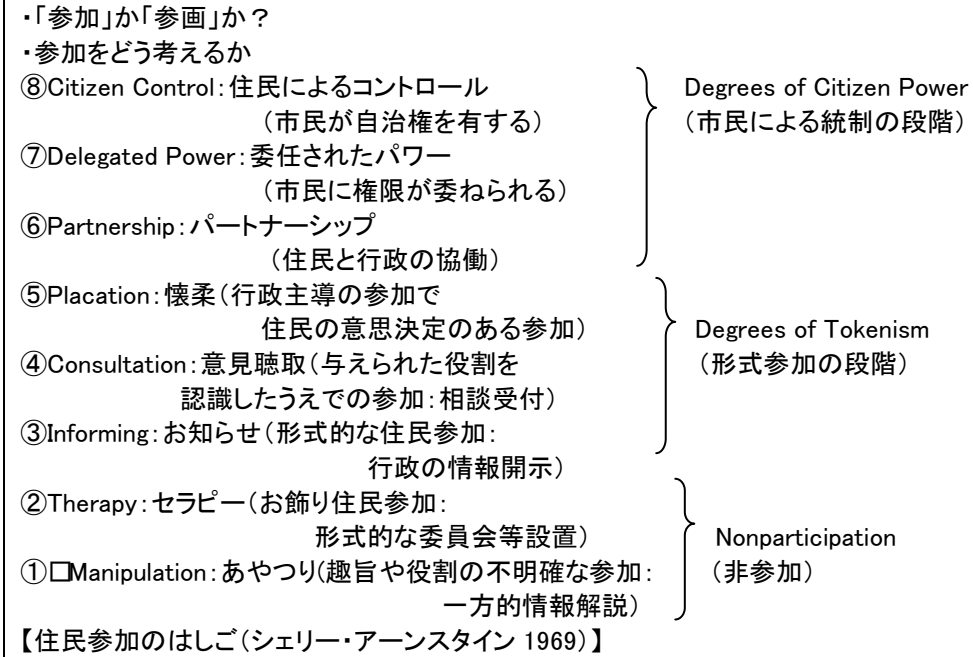
(市民会議)

1 行政又は議会は、市民、地域コミュニティ、NPO等、議会、行政が連携して自治を進めるための調整や大きな課題等について話し合い、また、情報を共有するために、市民、議会、行政が参加する市民会議を開催します。

2 行政は、特別の事情が無い限り、市民会議を年1回以上開催します。

(参加)

- 1 市民は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施にあたって、多様な形で参加できます。
- 2 市は、前項の市民の参加を様々な手法で保障するとともに、市民への参加を促します。



○参加

- ・2 前項の市民の参加を様々な手法で保障するとともに… 「保障する」←意味が分かりづらい(役所コトバ?)
- ・2 「…促します」→「呼びかけます」? 「促します」は上から目線?

⇒(事務局)「保障」→「市民が参加しやすいように、様々な形の参加の機会を設ける」等にしたらどうか。
 「促します」→「呼びかける」だけでなく、より、参加につながるような働きかけとして「促す」にしたが・・・要検討

(市民参加)

- 1 市民は、まちづくりのための政策や事業の決定及び実施にあたって、多様な形で参加できます。
- 2 市民は、地域の課題解決のための先駆的、実験的、社会的なサービス等の提案をし、自らの参加の場を作り出します。
- 3 行政は、市民が参加しやすいように、様々な形の参加の機会を設けるとともに、市民へ参加を働きかけます。
- 4 行政は、参加の働きかけにあたっては、サイレント・マジョリティ(「物言わぬ多数派」、「静かな多数派」)などの市民の「声なき声」に配慮した手法をとるよう配慮するものとします。

協働の原則は、協働条例策定を想定し、そちらへ委任？

(協働)

- 1 市民の組織と市は、地域社会の課題の解決に向けて、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたります。
- 2 市民の組織と市が協働によりまちづくりを行うにあたっては、次に掲げる原則により行います。
 - (1) 対等の原則 協働において、市民の組織と市は対等です。そのために、日頃から話し合いを持ち、相互理解を深める中で、協働の可能性や協働事業の進め方を共有します。
 - (2) 自主性・自立性の原則 市民の組織と市は、お互いの立場や特性をよく理解しあい、尊重し合ったうえで、協働事業におけるお互いの役割や責任の分担等を明確にします。
 - (3) 目的共有の原則 市民の組織と市は、お互いに協働により達成しようとする目的を共有します。そのために計画の初期から話し合い、目的を双方が協働して創ることに努めます。
 - (4) 公開の原則 市民の組織と市は、お互いに説明責任を果たすとともに、協働のプロセスや成果等を積極的に公開していき、誰でもが広く参入できることを明らかにします。
 - (5) 時限性の原則 市民の組織と市は、なれ合いにならないように、目的達成のためにのみ時限的に協働し、協働事業について常に自己評価し、一定の時期に公表します。
- 3 市は、協働によるまちづくりをすすめるため、協働のルールを創るとともに、市民の組織とそれぞれの守備範囲や担う領域の設定と役割分担を行います。
- 4 市民の組織と市は、協働によるまちづくりをすすめるため、人材の発掘と育成及び情報の収集と提供に努めます。

・「市民の組織」について
⇒協働は組織と組織の概念であるため、そのように表記した。
ただし、この条例では市民に企業も含めているが、「市民の組織」とした場合に、企業が含まれているように捉えにくい。もっと適切な表現が無いか検討を要する。

(情報共有・協働促進のための場)

・総合計画では「市民が活用できる場(活動拠点、交流拠点づくり)を提供します」と書いているが、条例に書くのと総合計画に書くのでは意味合いが違うことも考える必要がある。
・また、いわゆる活動拠点の類は市が用意するものではないというのが一般的な認識である。
・既存の公共施設の活用も可能である。
・以上のことから、「物理的な場所」のことであれば、この条例では規定する必要がないと判断。

(評価)

・ここでは、行政評価とは別に「協働事業の評価」を記述したらどうか、前回の市民会議で提案したが、多くの意見が「記述不要」であるため、規定を見送り。

○協働

- ・自治基本条例は、全ての基礎となるものであるの
で、協働についての記述が細かい(詳しすぎる)
ように思う。
- ・協働条例がないあいだは、2(1)~(5)まで詳細に
載せるが、条例ができたから見直していく。

(協働)

- 1 市民の組織(NPO、事業者、地域コミュニティ等)と行政は、地域社会の課題の解決に向けて、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を認め合い、目的を共有し、一定の期間、積極的に連携・協力することによって、公共的な課題の解決にあたります。
- 2 市民の組織と行政が協働によりまちづくりを行うにあたっては、次に掲げる原則により行います。
 - (1) 対等の原則 協働において、市民の組織と行政は対等です。そのために、日頃から話し合いを持ち、相互理解を深める中で、協働の可能性や協働事業の進め方を共有します。
 - (2) 自主性・自立性の原則 市民の組織と行政は、お互いの立場や特性をよく理解しあい、尊重し合ったうえで、協働事業におけるお互いの役割や責任の分担等を明確にします。
 - (3) 目的共有の原則 市民の組織と行政は、お互いに協働により達成しようとする目的を共有します。そのために計画の初期から話し合い、目的を双方が協働して創ることに努めます。
 - (4) 公開の原則 市民の組織と行政は、お互いに説明責任を果たすとともに、協働のプロセスや成果等を積極的に公開していき、誰でもが広く参入できることを明らかにします。
 - (5) 時限性の原則 市民の組織と行政は、なれ合いにならないように、目的達成のためにのみ時限的に協働し、協働事業について常に自己評価し、一定の時期に公表します。
- 3 市民の組織と行政は、協働によるまちづくりをすすめるため、協働のルールを創るとともに、それぞれの守備範囲や担う領域の設定と役割分担を行います。
- 4 市民の組織と行政は、協働によるまちづくりをすすめるため、人材の発掘と育成及び情報の収集と提供に努めます。

第6 危機管理

(危機管理の基本的考え)

- 1 市民、議会、市は、市民の生命や財産及び暮らしを守るために、お互いに役割分担し、緊急時に適切な対応ができる体制を整えます。

(自主防災会)

- 1 市民は、地域での防災活動が組織的に行われるよう、自主防災会を組織し、日頃から危機に強い地域づくりに努めます。

(危機への備え)

- 1 市は、危機に備えて、市の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、.....できるようにします。
- 2 市民は、起こり得る危機に日頃から関心を持ち、自ら備えます。
- 3 自主防災会及び市民は、危機に際しては地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、参加します。

(危機発生時の対応)

- 1 市は、危機が起こったときは、大局を見失わず、その能力を最大限に発揮し、市民の生命及び財産を守るために、最適かつ迅速な措置をとります。
- 2 市民は、危機が起こったときは、自分の身を自分で守ることを念頭に行動し、また、隣近所でお互いに協力し合います。

(危機からの復興)

- 1 市は、危機が去った後、市民が一日でも早く平常の生活ができるように最大限の努力をし、希望が持てる地域を取り戻すように努めます。
- 2 市民は、危機が去った後、お互いに声を掛け合うなど励まし合い、秩序を保ちながら、地域を再生するために協力し合います。

・「危機管理」→「危機管理体制の確立」にしたかどうか。

「災害を未然に防止するための管理体制や被害を最小限に抑えるための対応策を確立し、日頃から迅速で機能的な行動が図れる体制づくりの確立につとめなければならない。」文章化したらどうか。追って、地域防災計画を検討されている中で自主防災会を明文化するのはどうか。

・危機管理は1つの章にする必要はない。自主防災会のこともあるので、各章に振り分けてもよいのかなと考えます。(詳細は防災計画にまかせる)

・自治基本条例にここまで細かく載せる必要があるのか。市の計画等で対応できる部分もあるのでは。基本条例では、危機に対して、市民、議会、行政が互いに協力、役割分担をして最善を尽くすことと、市民は自助、共助によって行動していくというスタンスを示せばよいのではないか。

○危機管理の基本的考え

・「議会」の役割をどうするか？議会事務局のBCPはあるところはあると思うが、災害時の議会の役割が定められているところがあるか？議決スピードか？合意形成か？ケースバイケースなので議論が必要

・議会とのかかわりはどの意見があるようですが、自主防災会主体と考えればあまり必要ないように思います。

○自主防災会

・危機管理の基本的考えの2として「自主防災会」を入れる。

・自主防災組織の整備率は100%、しかし、その母体組織は(旧)焼津では自治会単位(1600戸~4000戸)、(旧)大井川では町内会単位(50戸~数百戸)。まだまだ組織の見直しを検討している中で条例で明文化するのはどうか。現在、対策本部条例・運営規程の中に、自主防災組織への係わりはある。

イメージと現状とのギャップが大きい。自主防のみを規定するのではなく「地域の活動組織」その中に、自主防災会が主体となって〇〇協議会、〇〇会、(任意団体に拘らず、様々な民間団体)事業所などと協働する市民の関わりをつくれぬか。

○危機への備え

・2 市民は、一人一人が(全員が?)危機に強い地域づくりに努めます。

・「.....」部分は「危機発生時の対応に万全を期することが」としたらどうか。

第7 地震・津波に対する安心の備え

(大地震等に対する基本的考え)

- 1 **市民**、議会、**行政**は、市民の生命や財産及び暮らしを守るために、お互いに役割分担し、大地震の発生などの緊急時に適切な対応ができる体制を整えます。

(大地震等への備え)

- 1 **行政**は、大地震の発生などに備えて、市の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、できる限りの想定を盛り込んだ計画を策定し、それを有効に活用できるようにします。
- 2 **市民**は、起こり得る大地震の発生などに日頃から関心を持ち、自ら備えるほか、大地震などに際しては地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、参加することで、危機に強い地域づくりに努めます。

(大地震等の発生時の対応)

- 1 **行政**は、大地震の発生などの緊急時にも、大局を見失わず、その能力を最大限に発揮し、**市民**の生命及び財産を守るために、最適かつ迅速な措置をとります。
- 2 **市民**は、大地震などが発生したときは、まず、自分の身を自分で守る(自助)ことを念頭に行動し、次に隣近所でお互いに協力し助け合います(共助)。

3 議会は、大地震などが発生したときは、市民の生命や財産を守るための市の意思決定が直ちにできるように努めます。

(被災からの復興)

- 1 **行政**は、被災後、**市民**が一日でも早く平常の生活ができるように最大限の努力をし、希望が持てる地域を取り戻すように努めます。
- 2 **市民**は、被災後お互いに声を掛け合うなど励まし合い、秩序を保ちながら、地域を再生するために協力し合います。

3 議会は、被災後に、市民及び行政が復興への取組みができるための、速やかな意思決定をします。

第8 条例を活かすためのしくみ

(条例の実効性の確保)

- 1 市長は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発のための説明会及び市の職員研修を実施します。
- 2 市長は、この条例の運用状況を取りまとめ、毎年1回は、市民に対して説明します。
- 3 市長は、この条例の推進を図るため、推進委員会を設置します。

(条例の見直し)

- 1 市長は、この条例について、4年毎又は必要な時に随時、推進委員会ほか広く市民の意見を聞いて見直しを行います。

・定期見直しの時期は、市長の任期である4年毎を規定し、市長の任期中に必ず1回は見直しを行うものと考えました。
 ・ただし、4年毎の定期的見直しは、市長の意思で見直しができることを想定しているという誤ったメッセージになるとの意見もある。
 ・見直しの方法については、この条例の中に記述するか、別に定めるかも含めて、具体的なものを検討する必要があると考えます。

(この条例の位置づけ)

- 1 市民、議会、市は、この条例を焼津市の自治を進める基礎として位置づけ、積極的に活用し、それぞれの役割を果たしていきます。
- 2 市は、市のきまり〔条例、規則など〕や計画をつくり、運用する時は、この条例できめられている内容を最大限に尊重します

・「自治体の憲法」という言う方をすることがあるが、体系的に頂点に立つというより、ベースにあるものと考えられる。
 ・「ピラミッド」の一番下というイメージではなく、建物基礎もしくは1階というイメージ。
 ・「基礎」というより「基盤」の方がわかりやすいか。

○条例の実効性の確保

- ・この条例の推進を図るためのより具体的な仕組みを記載したい
 ※市民へのPRや研修だけではなく、実行するための仕組み。

⇒(事務局)要検討

○条例の見直し

- ・「条例の見直しにあたっては、推進委員会ほか広く市民の意見を聞かなければならない」という表現のほうが良いと思う。

⇒(事務局)「見直し」と「意見を聞く」の2項目に分けて規定(修正案)
 1 市長は、この条例について、4年毎又は必要な時に随時見直しを行うものとし、
 2 市長は、この条例の見直しにあたっては、推進委員会ほか広く市民の意見を聞かなければならない。

○この条例の位置づけ

- ★その他、どこにも入らない意見など
 ・具体的にどうすればよいかわからないが、どこかにもう少し「焼津らしさ」がほしい。

⇒(事務局)「平和」はもう少し記述していいと思う。また、「危機管理への対応」と「事業者」に関することも特徴。
 さらに「焼津らしさ」とは?「水産」?「港」?

- ・「市民」の範囲と「地域コミュニティ」の定義によってかわるところがあるように感じ、皆さんの意見の相違点はそこが根本のような気がします。グループ討議ではなくて、全員参加でのディスカッションなどいかがでしょうか?

第8 条例を活かすためのしくみ

(条例の実効性の確保)

- 1 行政は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発のための説明会及び行政の職員研修を実施します。
- 2 行政は、この条例の運用状況を取りまとめ、毎年1回は、市民に対して説明します。
- 3 行政は、この条例の推進を図るため、「推進委員会」を設置します。

(条例の見直し)

- 1 行政は、この条例について、4年毎又は必要な時に随時見直しを行うものとし、
- 2 行政は、この条例の見直しにあたっては、推進委員会ほか広く市民の意見をきかなければならない。

(この条例の位置づけ)

- 1 市民、議会、行政は、この条例を焼津市の自治を進める基礎として位置づけ、積極的に活用し、それぞれの役割を果たしていきます。
- 2 行政は、行政のきまり〔条例、規則など〕や計画をつくり、運用する時は、この条例できめられている内容を最大限に尊重します